

(仮称) 株式会社 T & H エコみらい 廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価方法書に対する意見 (論点整理) 【新旧対照表】

緑 : 複数意見、青 : 市長意見、黒 : 事務局意見

※旧は、令和 5 年度第 9 回千葉県環境影響評価委員会資料 (令和 5 年 10 月 25 日開催)。下線部は、変更箇所。

方法書該当ページ	新	旧
2-1 2-2 2-11	<p>1 事業特性、地域特性</p> <p>(1) 事業特性</p> <p>ア 本事業は、産業廃棄物処理業を営む株式会社タケエイと廃棄物焼却発電の導入実績がある日立造船株式会社の共同出資により設立された、株式会社 T & H エコみらいが市原市臨海部において、<u>産業廃棄物焼却施設 (ロータリーキルン・ストーカ方式)</u> を新設するもので、その 1 日当たりの処理能力は 330 トンである。</p> <p>イ 本施設では、株式会社タケエイが東京都、神奈川県、千葉県に有する産業廃棄物破碎選別施設から排出されるマテリアルリサイクルが困難な処理後廃棄物を主とし、その他関東圏内で発生する産業廃棄物を焼却処理するとともに、焼却により得られた熱エネルギーを発電や熱供給に最大限有効活用する計画である。</p> <p>ウ 対象事業実施区域 (以下「事業区域」) の隣接地では、同時期に株式会社タケエイの産業廃棄物破碎選別施設の</p>	<p>1 事業特性、地域特性</p> <p>(1) 事業特性</p> <p>ア 本事業は、産業廃棄物処理業を営む株式会社タケエイと廃棄物焼却発電の導入実績がある日立造船株式会社の共同出資により設立された、株式会社 T & H エコみらいが市原市臨海部において廃棄物焼却施設を新設するもので、その 1 日当たりの処理能力は 330 トンである。</p> <p>イ 本施設では、株式会社タケエイが東京都、神奈川県、千葉県に有する産業廃棄物破碎選別施設から排出されるマテリアルリサイクルが困難な処理後廃棄物を主とし、その他関東圏内で発生する産業廃棄物を焼却処理するとともに、焼却により得られた熱エネルギーを発電や熱供給に最大限有効活用する計画である。</p> <p>ウ 対象事業実施区域 (以下「事業区域」) の隣接地では、同時期に株式会社タケエイの産業廃棄物破碎選別施設の</p>

<p>3-10 3-111 3-123 3-115 3-116</p> <p>(全般)</p> <p>2-6 2-21 2-22</p>	<p>建設が予定されている。</p> <p>(2) 地域特性</p> <p>ア 事業区域は、市原市臨海部の工業専用地域に位置し、周辺には稼働中及び建設中の火力発電所が複数ある。</p> <p>イ 事業区域及びその周辺は、全国的にも光化学スモッグ注意報の発令が多い地域であり、<u>大気環境への十分な配慮が必要な地域である。</u></p> <p>ウ 事業区域から南東約2キロメートルの国道を挟んだ内陸側には、住宅地のほか、地域住民に多く利用される運動公園や保育施設が存在している。</p> <p>2 事業計画</p> <p>(1) <u>事業計画の詳細な検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を収集し、<u>利用可能な最良の技術の導入により、大気環境への負荷の低減や温室効果ガスの排出削減などを図り、環境影響をできる限り回避又は低減すること。</u>(千葉市、事務局)【答申】</u></p> <p>(2) <u>煙突及び建物等の詳細な設計に当たっては、<u>ダウンウォッシュ等の発生を抑制できるよう、高さ及び配置等を検討すること。また、検討の経緯を準備書に記載すること。</u>(千葉市、市原市、事務局)【答申】</u></p>	<p>建設が予定されている。</p> <p>(2) 地域特性</p> <p>ア 事業区域は、市原市臨海部の工業専用地域に位置し、周辺には稼働中及び建設中の火力発電所が複数ある。</p> <p>イ 事業区域及びその周辺は、全国的にも光化学スモッグ注意報の発令が多い地域であり、<u>大気環境の一層の改善が必要となっている。</u></p> <p>ウ 事業区域から南東約2キロメートルの国道を挟んだ内陸側には、住宅地のほか、地域住民に多く利用される運動公園や保育施設が存在している。</p> <p>2 事業計画</p> <p>(1) 事業計画の詳細な検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を収集し、<u>最良の利用可能技術の導入を検討することにより、大気環境の負荷の低減や温室効果ガスの削減など、<u>一層の環境影響の回避・低減に努めること。</u></u></p> <p>(2) <u>煙突高さについて、設定根拠を明らかにし、環境保全の観点から十分な高さであることを説明すること。</u></p> <p>※既存意見に関連する市の意見を勘案して修正</p>
--	---	--

2-23	(3) <u>プラント排水について、排水処理フロー図に水収支を具体的に示し、クローズド方式であることを明確にすること。(千葉市、市原市)</u> 【指導】	(新規追加)
5-8		※市の意見を反映
	3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
5-39	(1) 大気質	(1) 大気質
	ア 施設の稼働に係る長期平均濃度予測について、 <u>排出ガス量が最大時の排出諸元を煙源条件に用いるとされているが、</u> 取り扱う産業廃棄物の種類が多様であり、混合割合によって <u>排出ガス量に変動が生じることを考慮し、有効煙突高さが低くなる場合の予測及び評価も併せて行うこと。</u> 【答申】	ア 施設の稼働に係る長期平均濃度予測について、 <u>煙源条件を排出ガス量の最大時における排出諸元としているが、</u> 取り扱う産業廃棄物の種類が多様であり、混合割合によって <u>排ガス量に変動が生じることを考慮し、有効煙突高が低くなる場合の予測及び評価も併せて行うこと。</u>
5-41	イ 施設の稼働に係る短期高濃度予測について、 <u>予測対象とされている6つの事象ごとに影響が最大となる煙源条件を用いて適切に予測を行うこと。</u> 【答申】	イ 施設の稼働に係る短期高濃度予測について、 <u>予測対象としている6つの事象ごとに影響が最大となる煙源条件を用いて適切に予測を行うこと。</u>
5-46	(2) 水質	(2) 水質
5-84	<u>工事の実施による水質について、</u> 廃棄物ピットの建設に伴う掘削工事が予定されているが、掘削の深度によっては湧出水の発生が考えられることから、その影響も含めを踏まえて調査、予測及び評価を行うこと。【答申】	<u>廃棄物ピットの建設に伴う掘削工事が予定されているが、事業区域は埋立地であり、掘削の深度に応じては湧出水の発生が考えられることから、</u> <u>工事の実施による水質について、湧出水が発生する場合には、</u> その影響を踏まえて調査、予測及び評価を行うこと。

5-5	<p>(3) 水文環境</p> <p><u>工事の実施による水文環境について、大規模な地形の改変を行わず、地下水脈の遮断がないことを理由に項目として選定していないが、基礎工事等の施工範囲や深度、地下水位の状況を示すなど、その妥当性を明らかにすること。(市原市)</u></p> <p>【指導】</p>	<p>(新規追加)</p> <p>※市の意見を反映</p>
5-51～53 5-55 5-66 5-72	<p>(4) 騒音及び超低周波音、振動</p> <p>ア <u>工事の実施及び施設の稼働による騒音及び振動について、調査地域及び予測地域の範囲が図示されておらず、不明確であることから、設定理由も含めて適切に記載すること。</u>【指導】</p>	<p>(3) 騒音、超低周波音及び振動</p> <p><u>工事の実施及び計画施設の稼働による騒音及び振動について、音及び振動の伝搬の特性を踏まえ、環境保全についての配慮が特に必要な住居、学校及び病院等を含む地域を対象に、適切に調査地域を設定すること。また、一般に超低周波音は距離減衰が小さく、騒音よりも遠距離まで伝搬することを考慮し、超低周波音の調査地域を改めて適切に設定すること。</u></p>
5-62, 63	<p>イ <u>超低周波音について、調査地域及び予測地域は事業区域から概ね100メートルとされているが、低周波成分の音は減衰しにくく、より遠距離まで影響を及ぼすおそれがあることから、調査地域等を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</u>【答申】</p> <p>ウ <u>超低周波音の調査においては、1/3オクターブバンドの周波数特性のデータを収集すること。</u>【指導】</p>	<p>(新規追加)</p> <p>※前回(上記)意見の超低周波音に関する記述を分割して修正</p> <p>(新規追加)</p> <p>※超低周波音について、他事業で付している同様の意見を追加</p>

5-77	<p>(5) 悪臭</p>	<p>(4) 悪臭</p>
5-79	<p>ア <u>事業区域の周辺地域における調査地点及び予測地点について、設定理由を明らかにすること。</u>【指導】</p>	<p>ア <u>事業区域の周辺地域における調査及び予測地点の設定理由を明らかにすること。</u></p>
5-81	<p>イ <u>施設の稼働（排出ガス）による悪臭について、臭気指数を予測するとされているが、千葉県環境影響評価技術細目では、悪臭防止法に定める特定悪臭物質の濃度も予測すべき項目とされていることから、当該濃度の予測も併せて行うこと。</u>【答申】</p>	<p>イ <u>煙突排出ガスによる悪臭について、臭気指数を予測するとされているが、千葉県環境影響評価技術細目では、悪臭防止法に定める特定悪臭物質の濃度も予測する項目とされていることから、特定悪臭物質の濃度の予測も行うこと。</u></p>
5-88～91	<p>(6) 土壌</p>	<p>(5) 土壌</p>
	<p><u>施設の稼働による土壌への影響について、大気質の長期平均濃度予測結果における最大着地濃度出現地点を調査地点及び予測地点に加えること。</u>【答申】</p>	<p><u>計画施設の稼働に伴う土壌汚染について、ダイオキシン類の濃度を調査及び予測するとされているが、調査及び予測地点に最大着地濃度出現地点付近を加えること。</u></p>
2-14	<p>(7) 廃棄物</p>	<p>(6) 廃棄物</p>
5-100	<p><u>施設の稼働による廃棄物について、ばいじん（飛灰）の発生量及び排出量の予測に当たり、飛灰処理装置の処理方法及び処理能力を具体的に記載すること。</u>【指導】</p>	<p><u>計画施設の稼働による廃棄物の発生量及び排出量について、ばいじん（飛灰）の処理方法及び処理能力を明らかにした上で、適切に予測すること。</u></p>
	<p>(8) 温室効果ガス等</p>	<p>(7) 温室効果ガス等</p>
	<p>ア <u>二酸化炭素の排出をできる限り削減するため、施設の設計に当たっては、焼却施設に加えて、事業場全体の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等に努め、その上で、調査、予測及び評価を行うこと。</u>（千葉市、市原市、事務局）【答申】</p>	<p>ア <u>一層の二酸化炭素排出削減のため、省エネルギー設備を導入するなど事業場全体の省エネルギー化に努めた設計とした上で、調査、予測及び評価を行うこと。</u></p>

<p>5-103</p>	<p>イ 温室効果ガスの排出量の予測に当たっては、最新版の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」を参考とするとともに、各排出量の算定に必要な排出係数や算定式など、具体的な予測手法を準備書に記載すること。【指導】</p> <p>4 その他</p> <p><u>本事業を進めるに当たっては、地域住民の理解が促進されるよう、わかりやすい図書を作成した上で、丁寧な説明に努めること。(市原市)【指導】</u></p>	<p>イ 温室効果ガスの排出量の予測に当たっては、最新版の「<u>温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度</u> 温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」を参考とするとともに、各排出量の算定に必要な排出係数や算定式など、具体的な予測手法を準備書に記載すること。</p> <p>(新規追加)</p> <p>※市の意見を追加</p>
--------------	---	--